

認可外保育施設の保育料給付について

○内 容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、認可外保育施設の利用を自粛した児童の保護者へ保育料の給付を行い、経済的負担の軽減を図ることを目的とします。

○対象者

以下の要件を満たしているもの

- ①北谷町に居住し、かつ、住民基本台帳に記録があるもののうち、認可外保育施設を利用している児童の保護者
- ②令和2年4月14日から同年5月14日の期間中に利用を自粛し、その期間分の保育料を負担している者
- ③その他保育料に関する補助を受けていない者

○申請方法

北谷町認可外保育施設保育料給付申請書兼請求書に自粛日数及び保育料を支払ったことが確認できる書類を添付して、子ども家庭課へ提出してください。
書類を確認し交付決定後、申請者の口座へ振り込みいたします。

○申請期間

令和2年11月2日～令和3年3月31日

○提出先及び問い合わせ先

提出先：〒904-0192 北谷町字桑江 226 番地
北谷町役場 子ども家庭課 こども園係
問い合わせ先：098-936-1234（内線 2321）



北谷町イメージキャラクター ちーたん